

安全で安心なまちづくりに係る現状等について

1 第2次計画における「安全・安心」の範囲

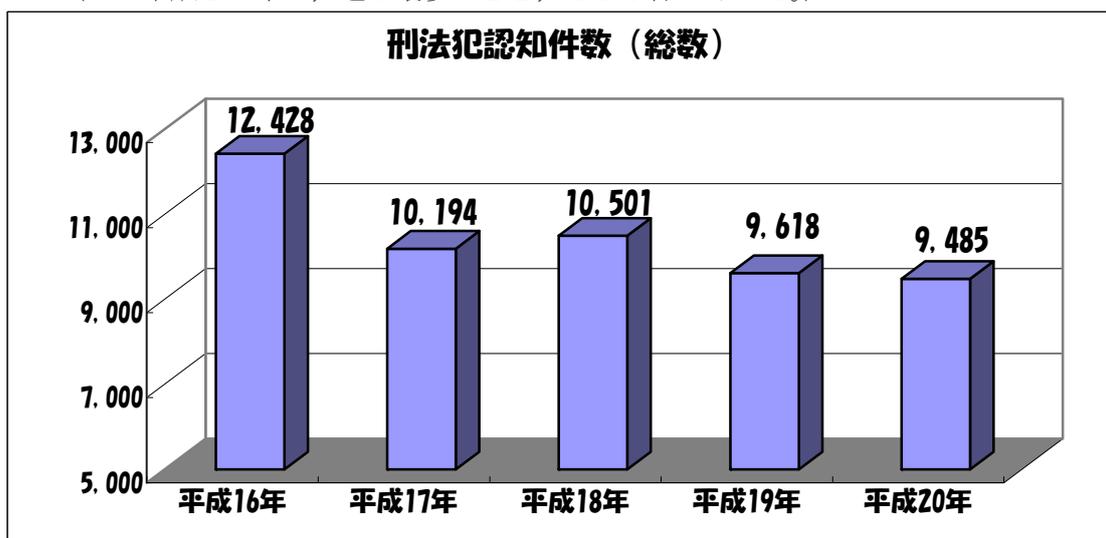
「安全で安心なまちづくり」については、「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」で『**犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止すること**』と規定しており、現行の「宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」（以下「現計画」とする。）においても条例に規定された範囲としていることから、第2次計画においては、同様の範囲を基本としつつ、現状等に沿った範囲を含める。

2 近年の犯罪情勢

(1) 本市の刑法犯認知件数の推移

本市の平成20年の刑法犯認知件数は、平成16年から減少傾向にある。

（※ 平成15年は、過去最多の12,899件であった。）



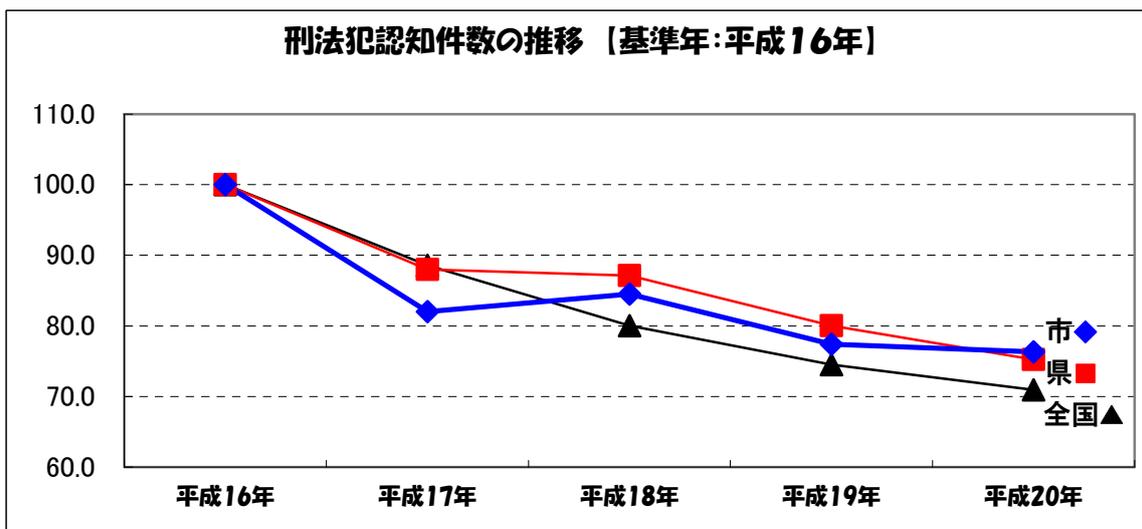
[資料提供 栃木県警察本部]

(2) 全国及び栃木県との比較

平成16年の刑法犯認知件数を「100」として、平成20年の刑法犯認知件数の推移を全国及び栃木県と比較すると、本市は、全国及び栃木県よりも減少幅が小さい。

基準年（平成16年）に対する平成20年の刑法犯認知件数発生率

本市：76.3 全国：70.9 栃木県：75.3

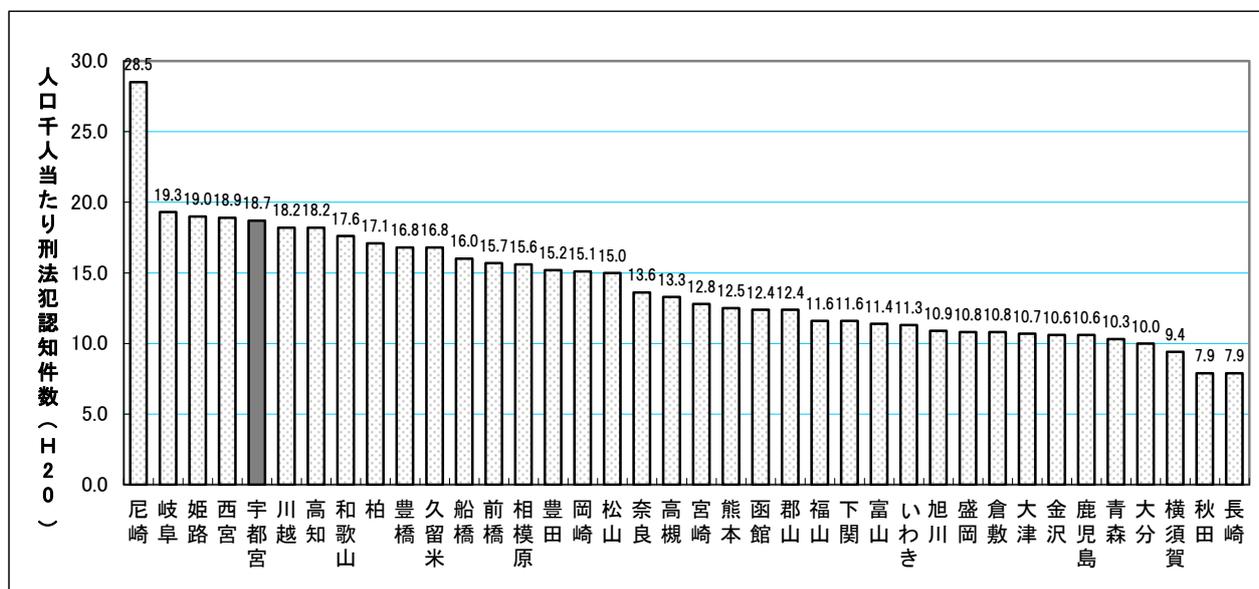


[資料提供 栃木県警察本部]

(3) 中核市との比較

平成20年の人口千人当たりの刑法犯認知件数について、調査の回答を得られた中核市（本市を含む38市）の比較では、本市はワースト5位となっている。

※ 平成16年の比較では、ワースト8位であった。



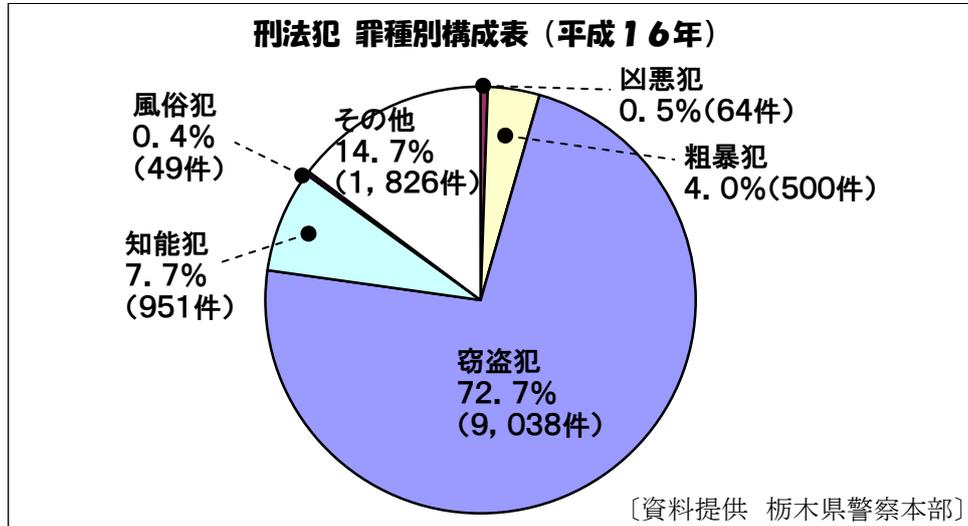
（平均値：14.1件）

◎ 上記(1)～(3)のデータから、本市における犯罪は減少傾向にあるものの、他市等との比較では依然として多く発生している（＝犯罪の発生率は高水準にある）ことが読み取れる。

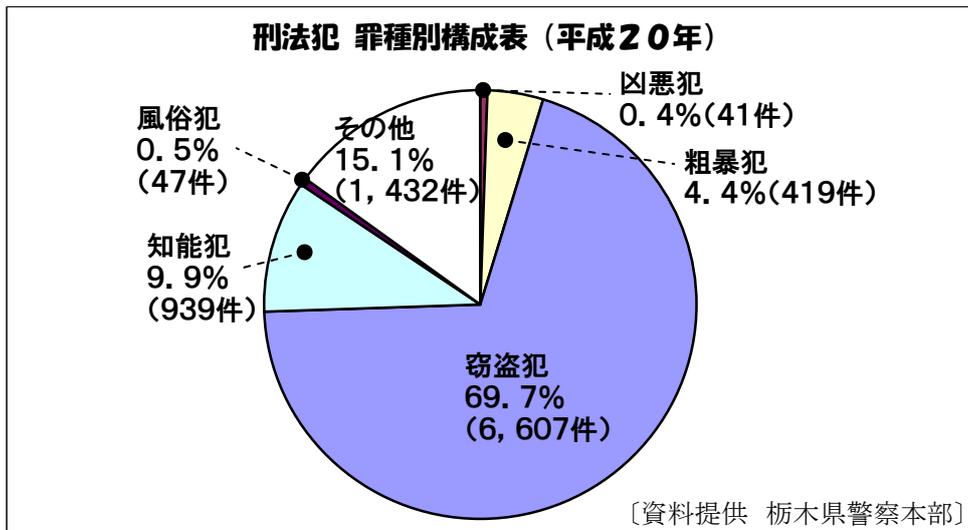
(4) 本市の特徴

ア 罪種の構成

【平成16年】



【平成20年】



【参考】罪種の解説

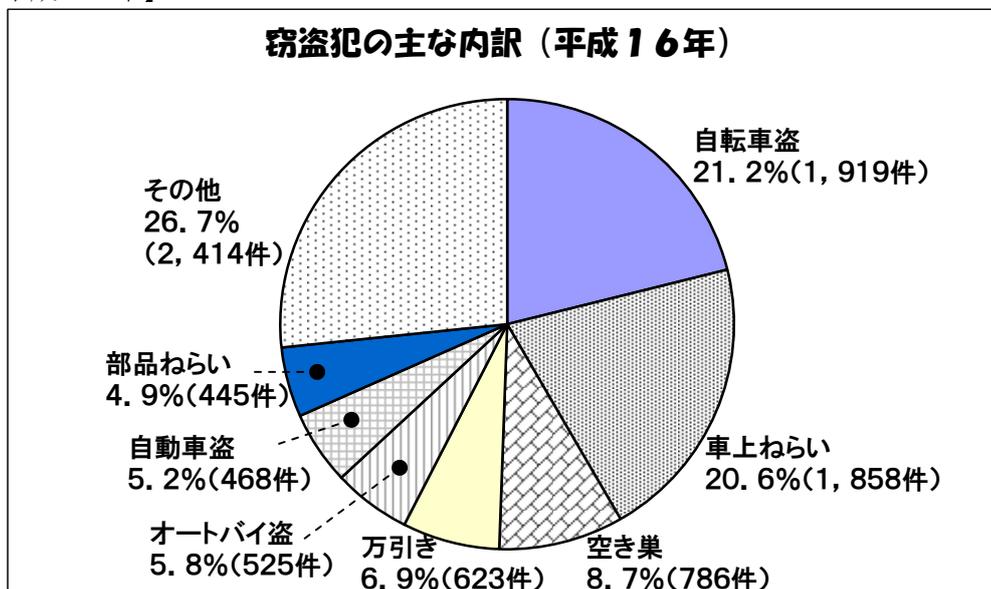
- ①凶悪犯・・・殺人，強盗，放火，強姦(ごうかん)
- ②粗暴犯・・・暴行，傷害，脅迫，恐喝，凶器準備集合
- ③窃盗犯・・・窃盗
- ④知能犯・・・詐欺，横領(占有離脱物横領を除く)，偽造，汚職，背任など
- ⑤風俗犯・・・賭博(とばく)，わいせつ
- ⑥その他・・・公務執行妨害，住居侵入，逮捕監禁，器物損壊など

◎ 平成20年では、「窃盗犯」が全体の約7割を占めている。

⇒ 平成16年との比較では，内訳はほぼ同様となっているが，「知能犯」の割合が高まっている。

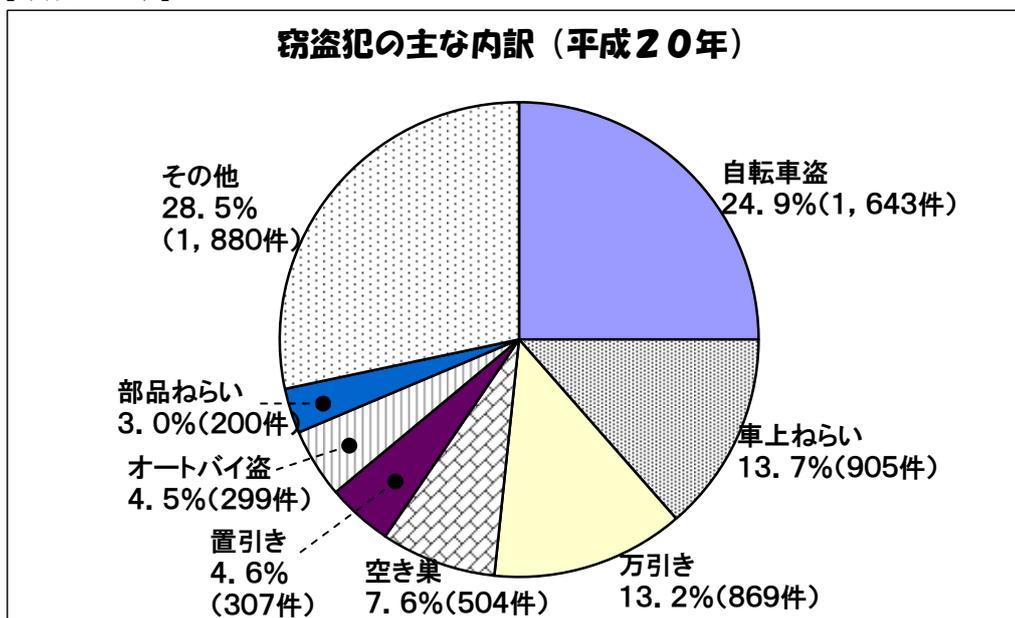
イ 窃盗犯の内訳

【平成16年】



〔資料提供 栃木県警察本部〕

【平成20年】

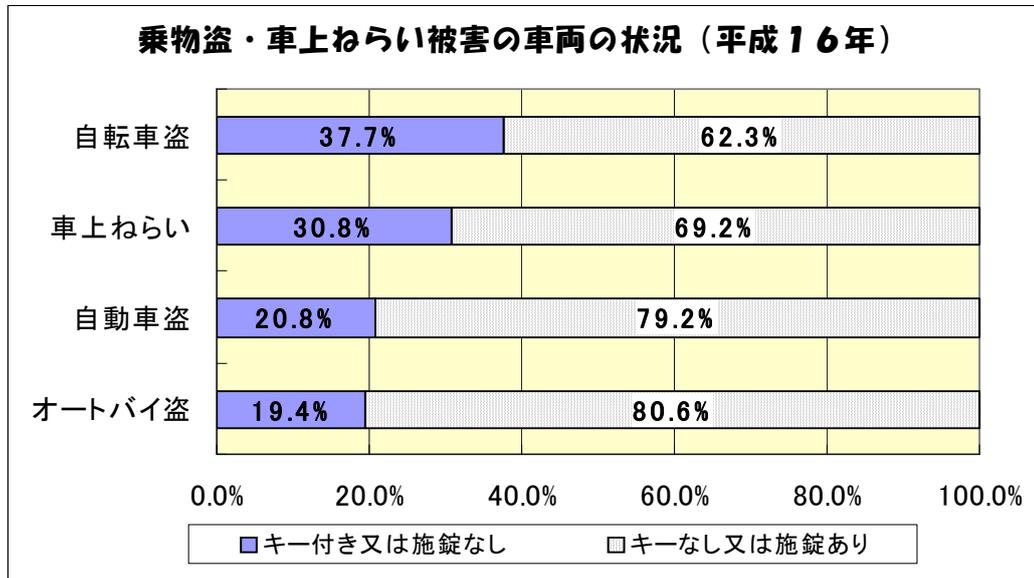


〔資料提供 栃木県警察本部〕

- ◎ 自転車盗，車上ねらい，空き巣という市民の身近なところで発生する犯罪が多く，平成20年では，これら3罪種の合計は全刑法犯の約32パーセントを占めている。
- ⇒ 平成16年との比較では，ほとんどの罪種が減少したが，万引きが増加した。（※置引きは，平成16年はその他に含まれる。）

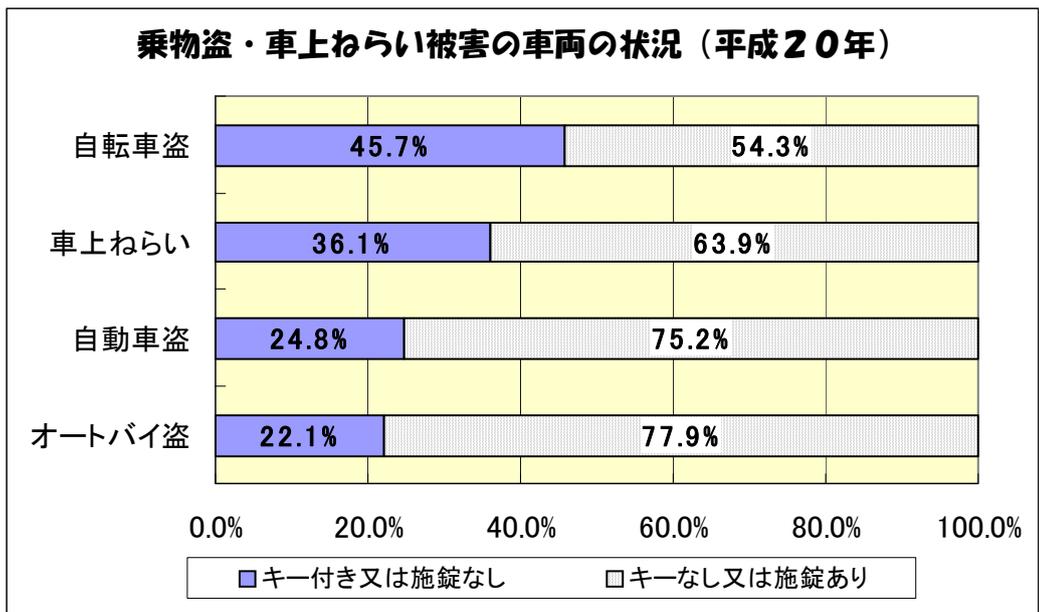
ウ 乗物盗及び車上ねらいの被害の車両の状況

【平成16年】



[資料提供 栃木県警察本部]

【平成20年】



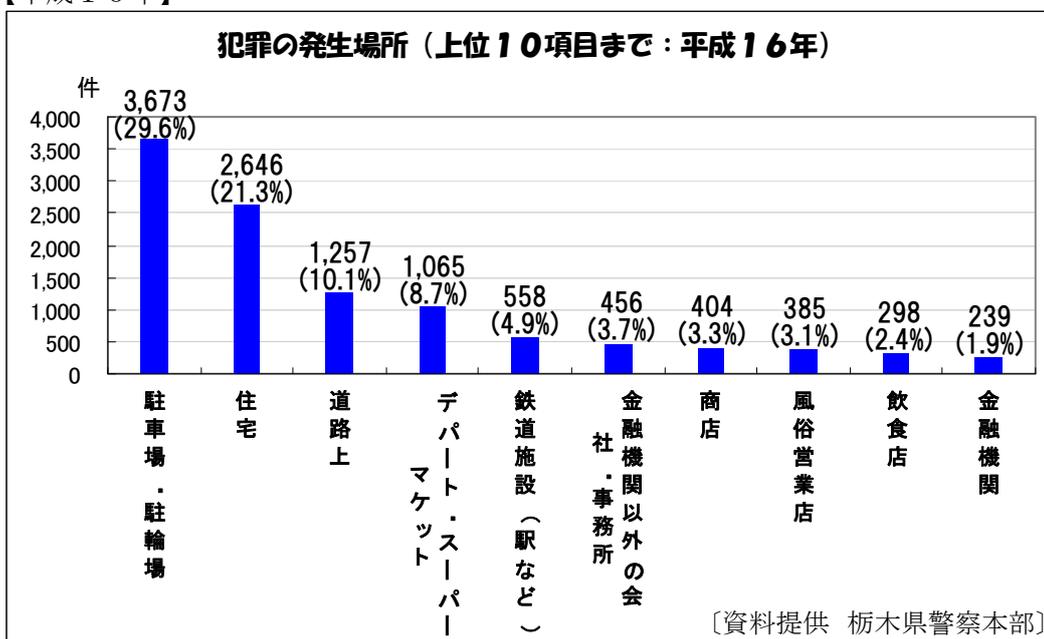
[資料提供 栃木県警察本部]

◎ 窃盗犯の中でも件数の多い乗物盗及び車上ねらいの被害に遭ったときの車両の状況をみると、平成20年は平成16年と比較して「キー付き又は施錠なし」の割合が高まった。

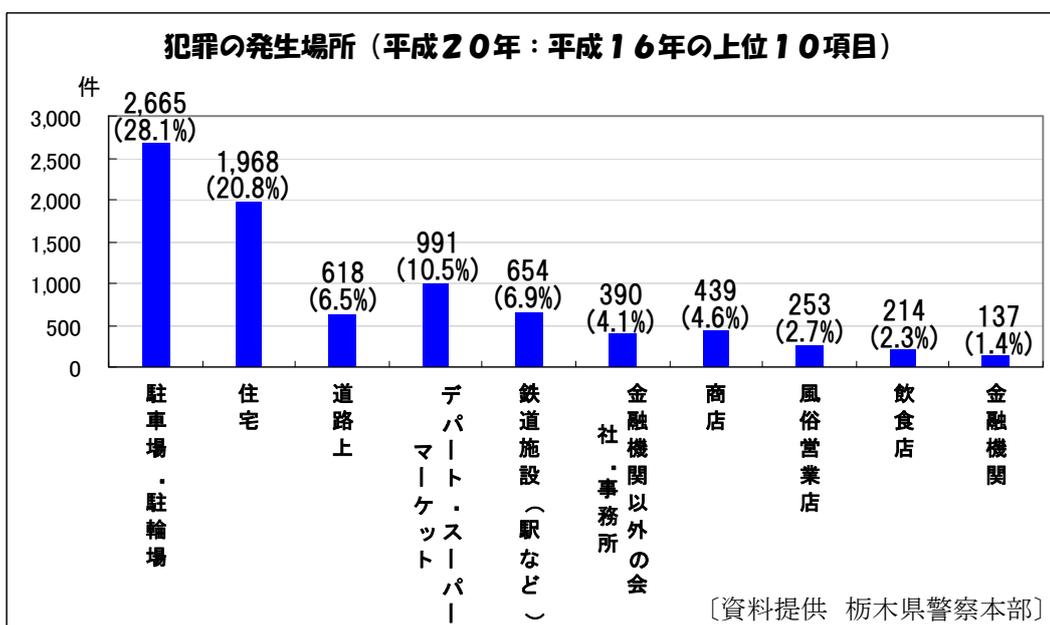
⇒ これらの罪種の平成20年の発生件数が平成16年と比較して減少していることから、「キーなし又は施錠あり」の状態にある車両の被害が特に減少したことがわかる。

工 犯罪の発生場所（上位10項目まで）

【平成16年】



【平成20年】



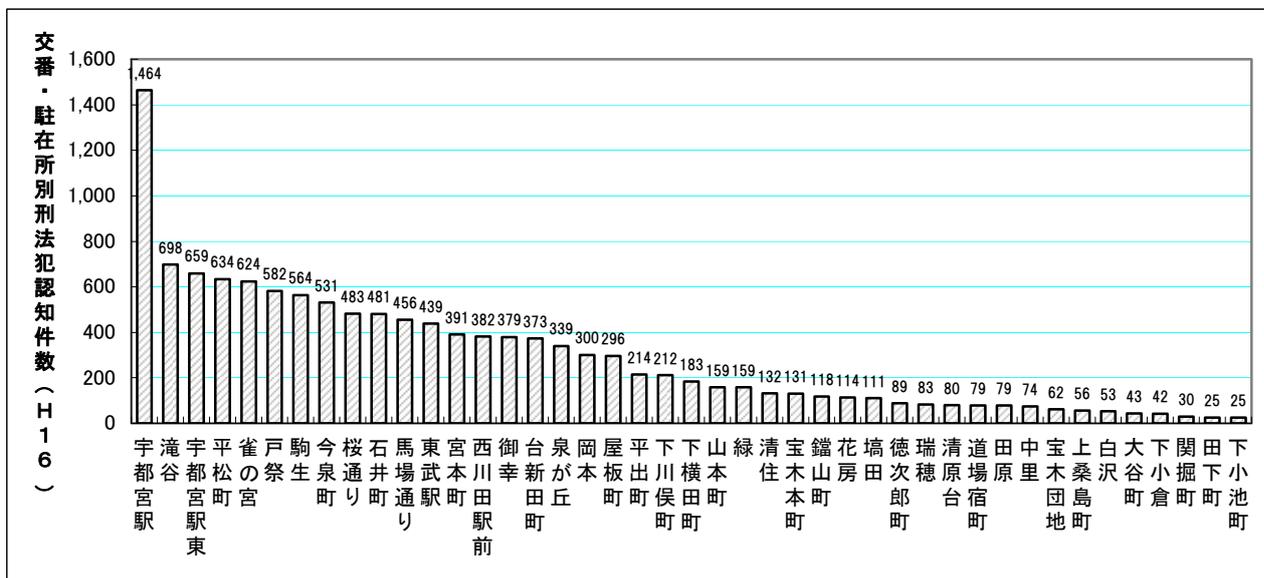
◎ 平成20年では、駐輪場・駐車場及び住宅が特に多くなっており、2項目の合計は4,633件で全体の48.9パーセントを占めている。

⇒ 平成16年との比較では大きな変化はないものの、道路上が半減している。

（※ デパート・スーパーマーケットでは、万引きが多数を占めると思料される。）

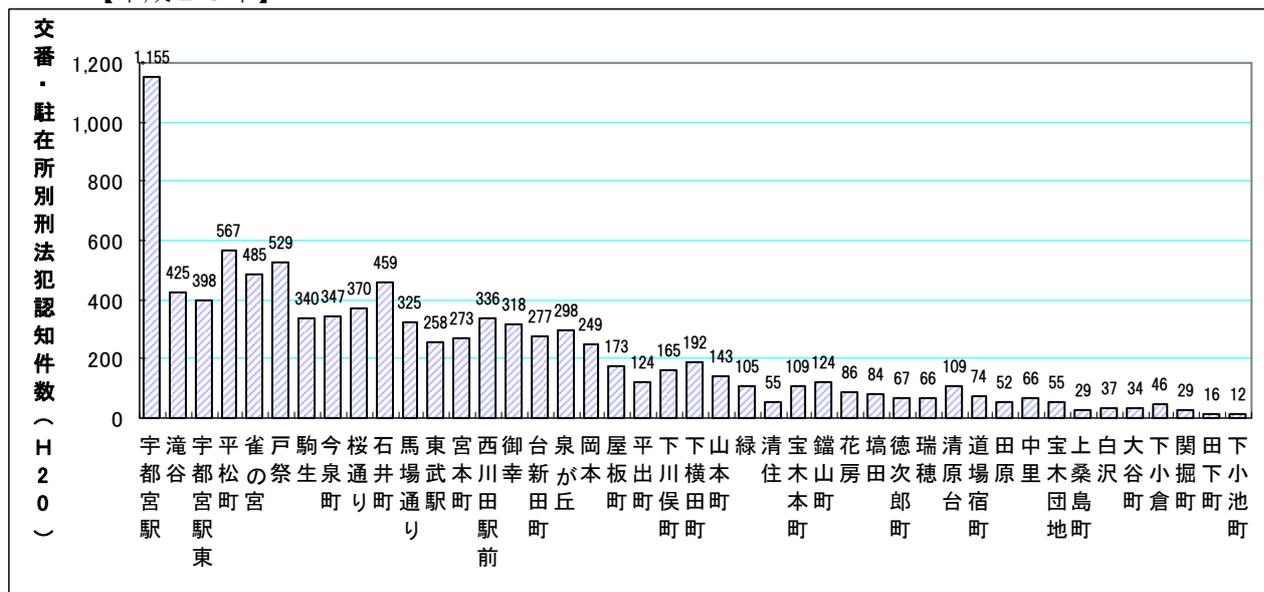
才 犯罪発生の地域別特徴（交番・駐在所別の発生状況）

【平成16年】



〔資料提供 栃木県警察本部〕

【平成20年】



〔資料提供 栃木県警察本部〕

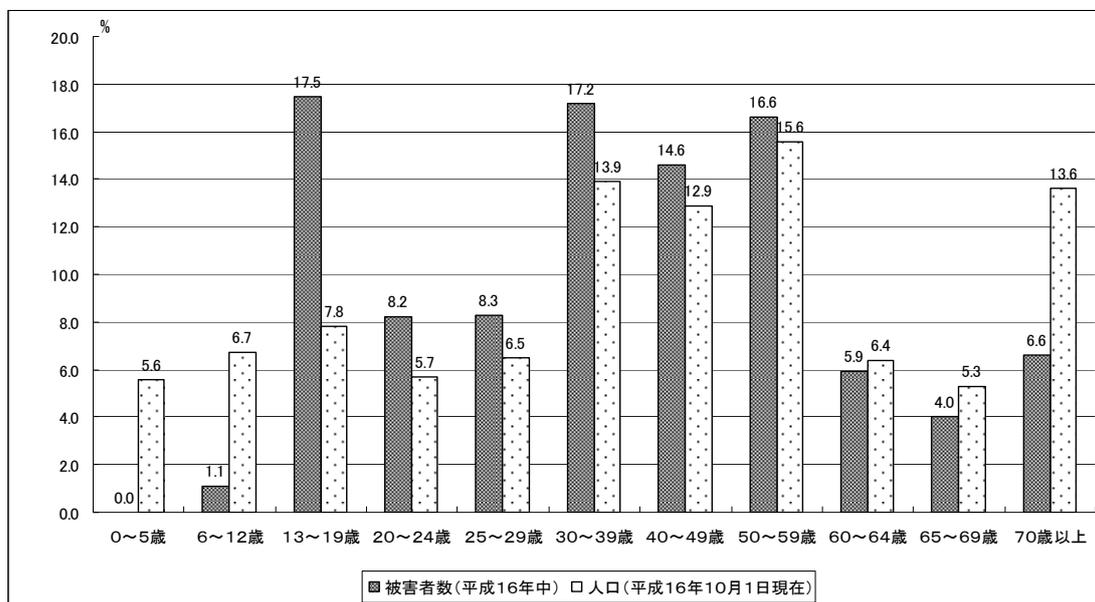
◎ 平成20年では、駅を管轄する交番等（宇都宮駅、雀の宮など）以外にも、住宅密集地や大規模商業施設を管轄する交番等（平松町、戸祭、石井町、滝谷など）の件数も多くなっている。

⇒ 平成16年との比較でも、ほぼ同様の傾向となっている。

（※ 宇都宮駅交番では、詐欺（無賃乗車など）が約半数を占めている。）

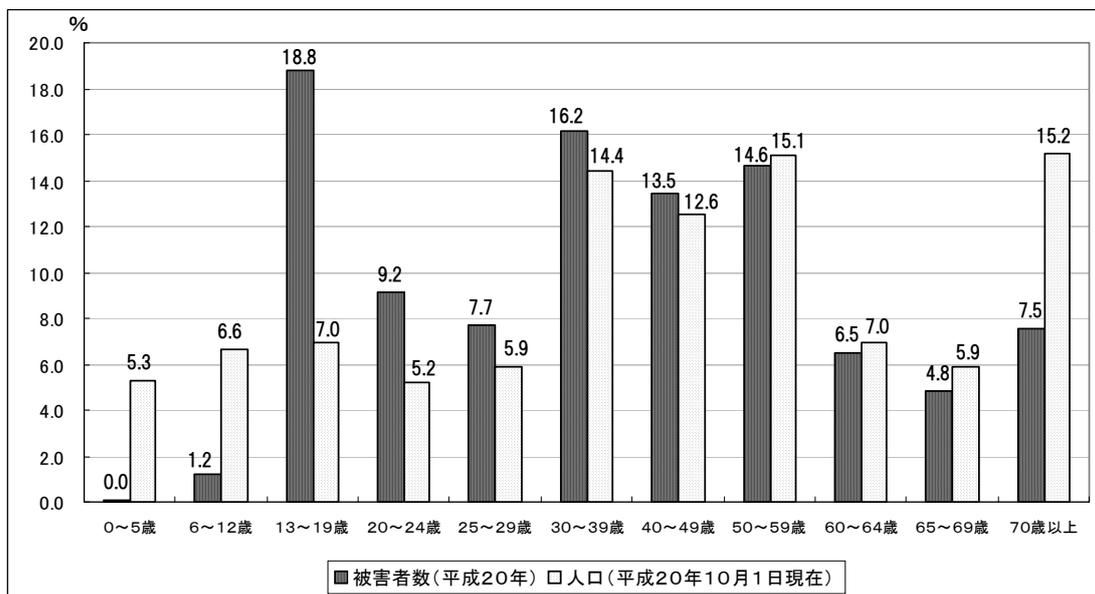
カ 被害者数及び人口の年齢構成比（栃木県）

【平成16年】



〔資料提供 栃木県, 栃木県警察本部〕

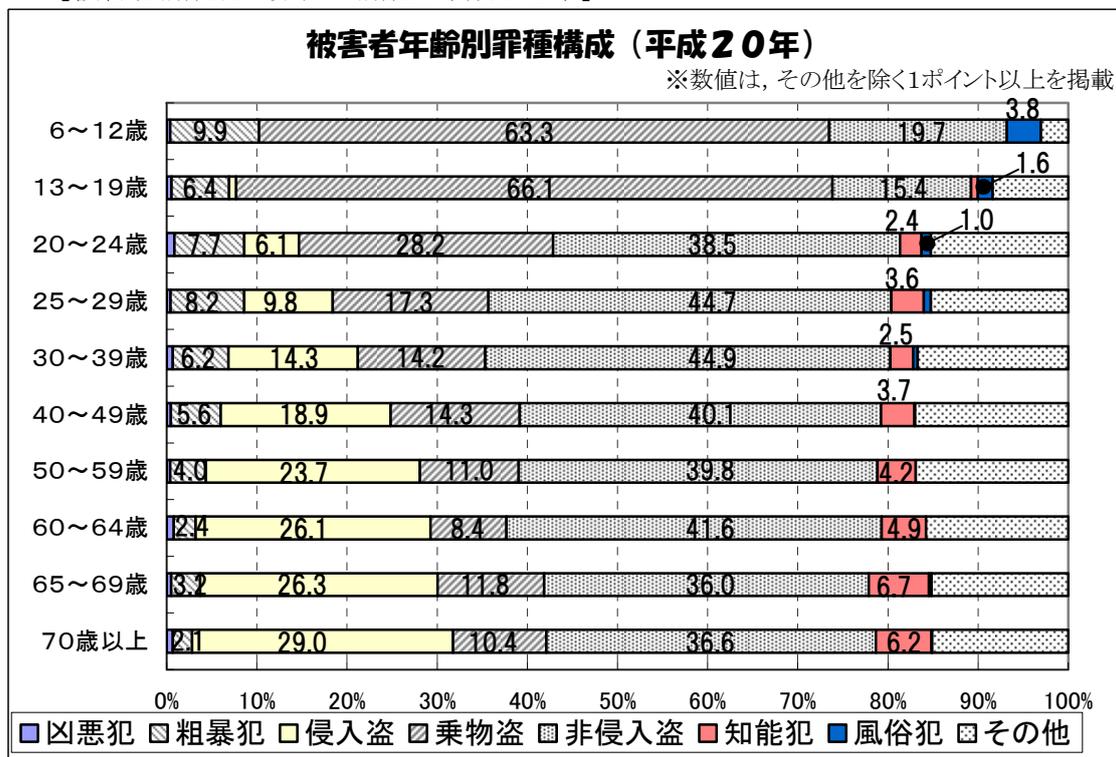
【平成20年】



〔資料提供 栃木県, 栃木県警察本部〕

- ◎ 平成20年では、13歳から49歳までの区分については被害者構成比が人口構成比を上回っており、特に、13歳から19歳までについては顕著になっている。
- ⇒ 平成16年との比較でもほぼ同様の傾向であるが、13歳から24歳までは、人口構成比が減少したのに対し、被害者構成比が増加している。

【被害者構成別の罪種の構成：平成20年】

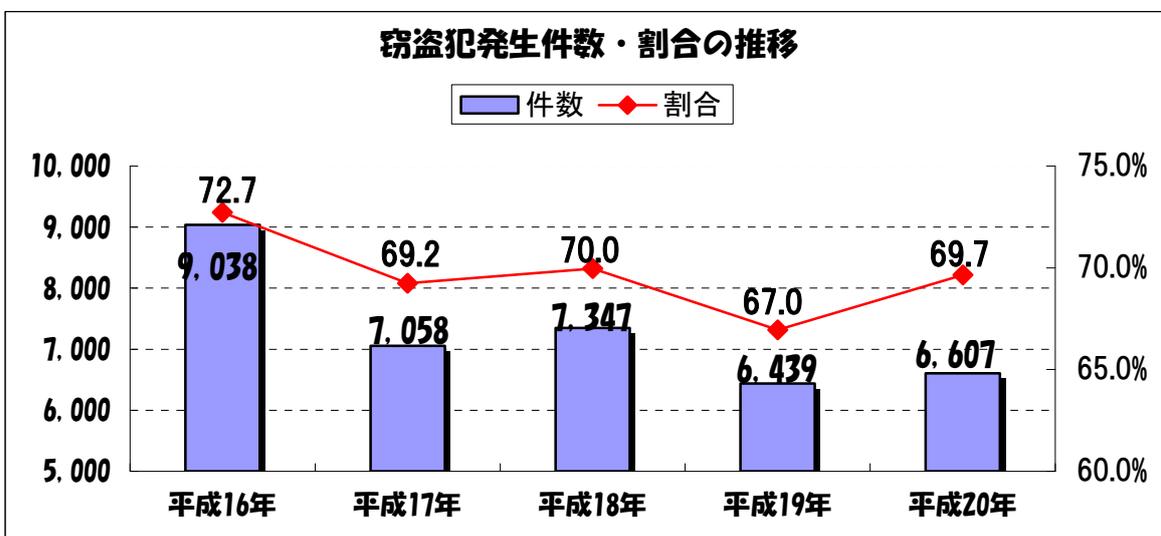


〔資料提供 栃木県警察本部〕

- ◎ 年齢が高くなるに連れて、乗物盗の割合が低下し、侵入盗及び知能犯の割合が高くなる傾向が見られる。
- ◎ 13歳から19歳までの区分については、乗物盗が66.1パーセントを占めている。

【参考】窃盗犯の傾向

過去5年の窃盗犯発生件数は減少傾向にあるものの、全刑法犯に占める割合は、いずれの年も大きな割合を占めている。



〔資料提供 栃木県警察本部〕

3 防犯に関する市民の意識

(1) 犯罪に対する不安感について

ア 犯罪被害に遭う不安感（市民アンケート調査：平成20年11月実施）

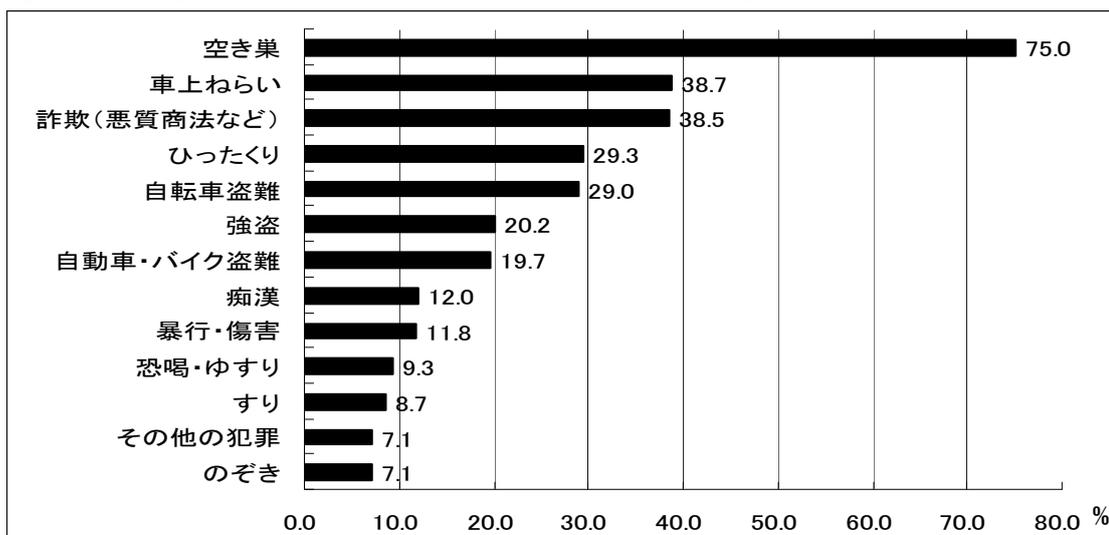
「日常生活において、何らかの犯罪被害に遭う不安を感じる市民の割合」は、最近2年間で横ばいとなっており、平成20年度では、7割以上の市民が不安を感じている状況にある。

調査時期（年度）	割合（％）	調査方法（有効回答総数）
平成16年 3月（平成15年度）	89.5	市民アンケート調査（1,298）
平成18年 7月（平成18年度）	67.9	市政世論調査（1,984）
平成19年 7月（平成19年度）	76.9	市政世論調査（2,123）
平成20年11月（平成20年度）	76.6	市民アンケート調査（1,472）

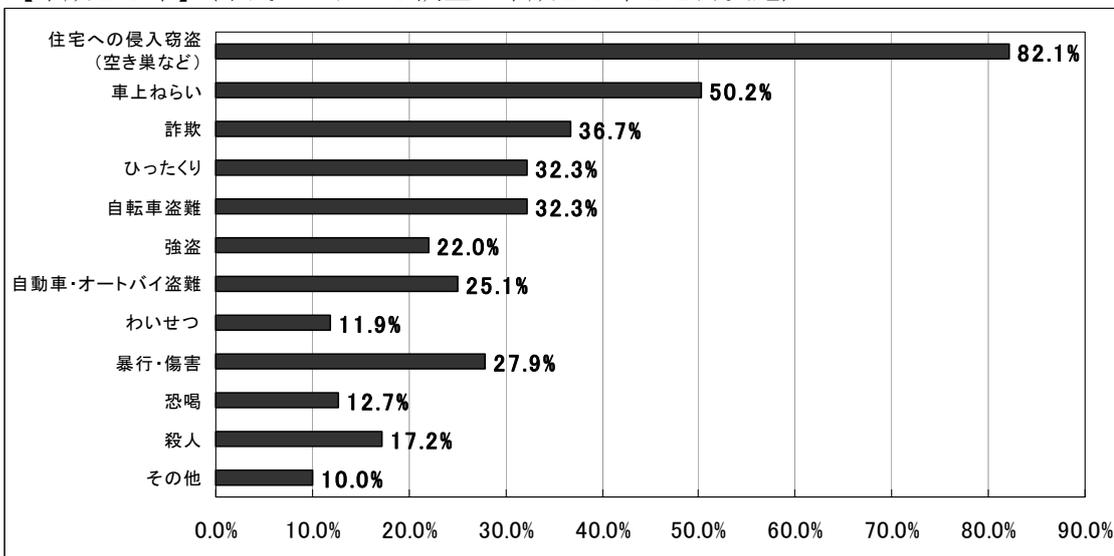
イ 不安を感じる犯罪の種類

上記アで「不安を感じる」と回答した市民に「不安を感じる犯罪の種類」を聞いたところ、「住宅への侵入窃盗（空き巣など）」の回答割合が最も高く、その割合は約82.1%となっている。

【平成16年】（市民アンケート調査：平成16年3月実施）



【平成20年】（市民アンケート調査：平成20年11月実施）



- ◎ 平成20年と平成16年の比較では、上位5項目の順位に変化は見られず、市民の身近なところで発生する犯罪が上位となっている。
- ◎ また、平成20年の割合を見ると、平成16年に対してほとんどの罪種で割合が増加している。

(2) 防犯対策について

ア 防犯施策の重要性（市政世論調査：平成20年7月実施）

平成20年度市政世論調査で調査した第5次総合計画に盛り込まれた基本施策内の施策重要度において、「防犯対策の充実」は91項目中上位4番目となっている。

順位	基本施策の項目	重要度点数
1	良好な生活環境の確保	87.5
2	地域医療体制の充実	87.3
3	ごみの発生抑制，減量化，資源化の推進	86.2
4	防犯対策の充実	86.1
5	水道水の安心給水の推進	85.7

イ 施策等に関する市民の意向（市民アンケート調査：平成20年11月実施）

- ・ 「安全で安心なまちづくりのために自ら又は地域が必要な取組」では、『地域で防犯上危険と思われる箇所を点検し，改善する』と『一人ひとりの防犯意識を高める』の上位2項目が，回答率60%を超えている。
- ・ 「安全で安心なまちづくりに必要な取組」（全般的なもの）では，防犯のハード面での取組，情報提供，警ら・取締り活動に関する項目が上位を占め，回答率はいずれも50%を超えている。

4 犯罪を取り巻く環境の変化

(1) 自主的な防犯活動の活性化

平成17年に広島市や日光市（旧今市市）で相次いで発生した幼児殺害事件の影響もあり，近年，本市をはじめ，全国的にも子どもの見守りを中心とした自主的な防犯活動が盛んに行われるようになった。

本市においても，防犯協会等の防犯関係団体に加え，自治会，老人会，PTA等の枠組みでも「子どもの見守り」や「夜間の防犯パトロール」を目的とした自主的な防犯活動が実施されている。

また，平成20年度の市民アンケート調査でも，自主的な防犯活動の経験がある者の割合は19.6%であるが，「活動したことはないが，活動を見たことがある」の回答割合が67.1%であることから，その認知度も非常に高くなっている。

(2) 犯罪被害者等に対する支援の充実

多様な犯罪等の発生により被害も増大し、誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている一方で、犯罪被害者に対する社会の理解は不足しており、その支援も不十分である。

このような背景から、犯罪被害者等を支援する施策を行い、その権利利益の保護が図られる社会を実現していくことを目的とした犯罪被害者等基本法が平成17年4月から施行され、同法に地方公共団体の責務が規定された。

また、平成17年7月には、栃木県内の犯罪被害者等を支援する民間支援団体である「被害者支援センターとちぎ」が設立された。

【犯罪被害者等基本法】（抜粋：地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

5 現計画の実績評価

別紙のとおり